

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

令和6年2月19日（月）午後1時10分から午後2時50分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（家裁委員）石井裕章、西川恵造、早川保夫、宮下苑子、中西達也、大前裕之、竹添明夫、濱本章子

（事務局等）和田健司、佐々木昭広、辻循、松本八千代、堀江源一、春名健志、荻野由来、鶴川佳子

4 議事（□：委員長，○：委員（裁判官委員を除く）、△：裁判官委員，●：事務担当者等）

- (1) 所長挨拶
- (2) 新任委員紹介
- (3) 委員長の選出
- (4) 委員長代理の指名
- (5) 前回委員会後の取組状況の紹介
- (6) 意見交換

テーマ「少年への教育的働き掛けの充実強化」

（裁判所から基本説明をした上で、意見交換を行った。）

- 意見交換を始めたい。今回のテーマにある「少年」とは、性別に関係なく、家庭裁判所の少年審判の対象となる者を意味している。意見交換事項は、①18歳以上の特定少年について、少年法改正（特定少年の設定）を踏まえた働き掛けの在り方、②少年の年齢にかかわらず、現在の教育的働き掛けを更に充実させる方策、この2つを設定している。まず、何か質問があればお願いしたい。
- 奈良家裁が行っている教育的働き掛けの全体像が分からないので伺いたい。働き掛けは紹介のあった3つ（「奈良公園清掃活動」、「万引き被害を考える教室」、「社会奉仕活動」）のみか。これは例示であって他にも何か行っているのか。また、各働き掛けはいつ頃から行っているのか、参加者はそれぞれどのぐらいいるのか教えていただきたい。
- 体験型・グループ型は奈良家裁本庁ではこの3つであり、その他個別型を調査面接で活用している。各働き掛けが始まった時期について、詳細は分からないが、いずれについても令和になる前から実施している。各働き掛けへ参加した少年、家族数は、清掃活動については、原則年3回実施（年2回の年もあった）しているが、令和3年度は4件（少年と保護者1家族で1件と数える）、令和4年度は5件、令和5年度は8件となっており、1回につき、平均2、3家族が参加していることになる。万引き被害を考える教室については、原則年4回実施（参加者が集まらず回数が減っている年もあった）しており、令和3年度が4件、令和4

年度が7件、令和5年度が4件となっている。これも平均すると1回につき、1, 2家族が参加している。社会奉仕活動については、令和3年度、4年度については、コロナ禍のため、これまで協力いただいていた施設で受け入れが難しいとのことで、実施できなかった。令和5年度は実施し、2件が参加した。

- 今の参加者数というのは、全体の対象者からするとどの程度の割合になるのか。
- 奈良家裁管内の少年事件数の総数（交通事故を含む。）はおよそ200件程度であり、その中で、各働き掛けへの参加割合は、感覚になるが、清掃活動については、保護処分につさない少年のうち1割いかない程度、万引き被害を考える教室については、窃盗等を犯した少年のうち、保護処分につさない少年の中の5割以上程度、社会奉仕活動については、対象が試験観察を行う少年であり、それは年5件程度なので、その中から参加しているといった割合になる。参加させたいと考える少年については、万引き被害を考える教室については、万引きや窃盗をした少年などで、清掃活動については、社会一般に迷惑をかけるような行為をした少年であるが、例えば自転車盗、インターネット上で他人に迷惑をかけた、偽物のトレーディングカードを販売したなど行為の内容は様々である。継続的に働き掛けるまではしないが、単に「不法投棄はだめだよ」というだけでなく、もう少し考えさせたいな、と考える少年が対象となるイメージかと思う。こちらで参加を提案した少年は、ほぼ参加していると思う。
- そうすると、裁判所としては、参加率はあまり高くないと考えているのか。
- 調査対象となる少年の中で、各働き掛けの対象として適した少年を検討し、声掛けをしており、参加させる率の努力目標などはない。声掛けをした少年のほとんどが参加している。
- 他の裁判所で行っている働き掛けの事例を御存じであれば教えていただきたい。また、今回紹介された各働き掛けに参加した後の少年らの感想を見ると非常に前向きなものだが、前向きな反応ではない場合もあるのか。
- まず他庁の例としては、切手整理活動（使用済み切手を整理して、それを慈善団体に交付し、同団体から使用済み切手の売却益を発展途上の国に寄付する）、親子合宿（親子のコミュニケーションの改善のため、民間のキャンプ等を運営する団体などに支援いただき、キャンプを行う）などがある。奈良での働き掛けに参加した少年の感想で、反抗的であったり、各活動に否定的なものを書かれたのを見たことはない。それが本心かは分からないが、ふさわしい感想を書くことも必要な力だと考えている。なお、活動に参加している様子も家裁調査官は観察し、分析・評価しており、感想だけで結果を評価しているわけではない。
- 教育的働き掛けを行える期間がどの程度なのかと、その期間にタイミングよく教育的働き掛けができるものなのかを教えていただきたい。
- 教育的働き掛けは、少年審判手続が行われている期間内で行われ、多くは3か月程度である。その間に家裁調査官が面談による個別調査を行い、活動への参加を提案し、参加してもらっている。
- 成人年齢が変わり、今までは「保護者と一緒に」と考えていた働き掛けが、厳密にいうと「保護者」という存在はいなくなっている特定少年に対し、今までと同

じ働き掛けでいいのか、というのが悩ましい。責任ある立場としての自覚を促す方法としては、少年事件を起こした少年だけでなく、若い世代の学生や社会人も共通しているところがあると思うので、是非御意見を伺いたい。

- 高卒の社員がこれに近いと思うが、当社では、そのような社員は、一方的に事務を教えられたり受け身となることが多い。そこで、まさに責任を自覚させるために、自分のあとで入ったアルバイトや新入社員に教えることをさせ始めている。まだこの試みをして日は浅いが、教える側の社員が、相手に教えるために改めて事務を確認したり、責任を持って伝えなければと考えたり、やりがいを感じて仕事をしているように思う。裁判所の働き掛けでは期間が限られており、難しいとも思うが、例えば働き掛けにボランティア側として参加させるなどができるのでしょうか。
- 新入社員に教える、などをさせるのは、入社してどのぐらい経ってからか。
- すぐには難しい。当社ではだいたい2年目ぐらいからである。
- 自己肯定感の醸成が重要だと思う。更生支援に少し携わっているが、「よくできるね」と褒められたり、感謝されたりしたことがない人が多い。では何をしたらよいかは一人一人背景が違うので、それぞれに見合ったものが必要である。愛情不足だと感じる場合、保護者も愛情を受けていない場合もあるので、保護者への働き掛けが必要なこともある。18歳だから成人、は通用しない。いきなり成人だから、は難しい。また、「教育」という言葉は教え込む印象がある。「学習」として、本人が何をしたいのかを尊重し、本人が選択したものを行っていくのがよいのではないか。提示するプログラムは具体的にはすぐには思いつかないが、本人にプログラムをいくつか提示できればと思う。
- 大人でも責任感のない人や相手の気持ちを想像できない人は大勢いる。責任ある立場だと自覚させるのは個別対応が必要だと思う。私も更生支援に携わっているが、これまでの人生の中で圧倒的に話を聞いてもらっていない環境で育った人が多い。ひたすら話を聞き、大人側の意見を言わない、こちらが本人を理解していくというスタンスが重要である。更生させる、教育するという印象では、少年についていけないのではないか。また、対応した結果を検証して、働き掛けを考えていく必要があると思うが、例えば、今の教育的働き掛けの効果についてはどのように見ているのか。
- 特に効果検証をしているわけではないが、少なくともこの3年の間で体験型・グループ型教育的働き掛けを実施した少年のうち、再非行で再び家裁に送致されてきた少年はいない。
- 少年の年齢にかかわらず、以前と少年の特徴は変わってきていると思う。何かアプローチの仕方を変えているなどの例やご意見はないか。
- 今の方法は、複数の少年が同じ活動に参加していても、それぞれの名前を明かさず、また一緒には活動させていないようであるが、責任を持たせるためには、例えば少年に他の少年を指導させるようなグループワークができればと思う。
- プライバシー保護の観点から、少年同士で一緒に行動させることはない。ただ、一緒に参加していれば、他の少年の様子は見えているし、グループワークで振り

返りの内容をお互いに聞いている。

- 今回意見交換事項として1, 2と分けられているが、本来別々に考えるものではない。18歳成人になって、何が変わったかという、何も変わっていない。成人になる前と後で、やってはいけないことはやってはいけないままである。伝えたいことは、目の前にいる子供に、自分自身が意味のある存在だと、価値ある存在だと分かってほしいということである。
- 教育的働き掛けのブラッシュアップとして、大人になるにつれ、予測して目標を立て、振り返ることがより必要になってくる。そこで、例えば、清掃活動でどこにどんなごみがあるか、事前に予測させ、実際どうだったかを確認するというような方法もあるのではないか。
- 本日は今の働き掛けへの質問を含め、大変参考になる意見を頂戴した。いただいた意見を今後の取組に生かして参りたい。